

而別姓之後被任大臣、當今聖運不得改正、遂絕骨名之緒、永爲無源之氏、望請改巨勢大臣爲雀部大臣、陳名長代示榮後胤、大納言從二位巨勢朝臣奈氏麻呂亦證明其事、於是下知治部、依請改正之。

〔令義解〕凡戸籍恒留五比、謂六年爲一比、謂之比者、比較之義、言廿年其遠年者依次除、近江大津宮庚午年籍不除、謂雄朝津間稚子宿禰尊（允恭）御世、諸氏爭姓、紛亂不定、即盛煮湯也。

○按ズルニ、是爲庚午年籍也ハ、恐ラクハ、是爲庚午年籍所本也ナドノ誤ナラン、

〔古史徵一夏戸令に○中〕凡戸籍恒留五比○中とある條の本註に、近江大津宮庚午年籍不除と見え、近江大津宮とは、天智天皇の宮所をいへり、此の義解に、雄朝津間稚子宿禰尊御世、此は允恭天皇の御名なり、諸氏争姓、紛亂不定、即盛煮湯令以手探詐僞者爛眞誠者至、於是定姓造籍、是爲庚午年籍也とあり、者全文に眞誠見え、天智天皇の庚午年に戸籍を造しめ賜へる事を云て、其は允恭天皇の御世に既に云々の事有し故に、また然る紛亂の起らむ事を所思し坐て、姓を定賜ひ戸籍をも造しめ賜へる、是を庚午年籍といふと云るなり、日本紀通證に、此義解の文を謬なりといひ、允恭御宇無庚午年と云る九、此意を思ひ得ざるなり、殊に允恭天皇の御宇に庚午年なしと云へれども、其十本註に庚午年籍不除と有は、戸々の戸口姓氏を定め記されたる元籍なれば、此を以て本を糺し給ふにぞ有ける、其は右京皇別下佐伯直の條に、譽田天皇の針間國に巡幸して、伊許自別命に針間別佐仁德天皇の御世に、色鳴宿禰の丹比姓を貢する事を記して、爾後至庚午年、脱落針間別三字、偏爲佐伯直と見え、和泉國丹比新家連也と見え、山城國神別神宮部造の條に、崇神天皇の御世に、吉足日命に宮能賣公の姓を賜へる事を記して、然後庚午年籍註神宮部造也と見たるなごを思ひ合せ、また續紀にも、多く庚午年籍まで引出たるを考へ合せて辨ふべし、但し延暦十年十二月の下に、伊豫國越智郡人正六位上越智直廣川等五人言廣川等七世祖紀博世小治田朝廷御世被遣於伊豫國博世之孫忍人便娶越智直之女生在手、庚午年之籍不尋本源誤從母姓自爾以來貢越智直姓、請依本姓欲賜紀臣許之、と有を思ふに天下の人民の萬姓を總錄せる籍にて、卷數はた多ければ、朝臣の條に、官府改姓と云書名見ゆ、此は右の如く改姓ありした事を記せる書なりしにや、〔延喜式十八部〕凡郡司者、一郡不得併用同姓、若他姓中无人可用者、雖同姓除同門外聽任、神郡陸奥綠